

## 7.6 緊急警報放送とは？

緊急警報放送(きんきゅうけいほうほうそう)とは、EWS(Emergency Warning System)ともいい、放送局が緊急警報信号(第1種開始信号、第2種開始信号、終了信号の3種あります。)を送出し、待機状態にある緊急警報放送対応の受信機を自動的に起動・停止させて行う放送システムのことで、災害の発生の予防・被害の軽減に役立たせることを目的とし、1985年に電波法の運用改正で開始されました。

緊急警報放送は、第1種と第2種とに区別して行われ、東海大地震の警戒宣言などの大規模地震の警戒警報及び災害対策基本法に基付き、地方公共団体の長(都道府県知事並びに市区町村長)が発する災害に関する警報(避難命令など)の場合には第1種開始信号、津波警報は第2種開始信号を使用して行われます。第1種信号、第2種信号ともに約10秒間送出されます。第1種信号は強制的に動作しますが、第2種信号は津波警報にだけ使用され、受信側で動作させない設定が可能です(海岸又は河口からはるかに離れている地域、内陸の地域の便宜のため)。

### [関連WEBサイト]

NHK(日本放送協会)緊急警報放送 <http://www.nhk.or.jp/res/tvres5/h50100.htm>

### 7.6.1 緊急警報放送の現状とは？

最初の緊急警報放送実施例は、1987年3月18日の宮崎県沖地震です。1995年1月17日の阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)でも適用されました。最近では、2007年1月13日の北西太平洋での地震(千島列島沖地震)で適用されています。緊急警報放送は、従来のアナログテレビ放送及びラジオ放送だけではなく、地上デジタルテレビ及びBSデジタルテレビ放送でも実施しています。NHKは、毎月1日(1月に限り4日)、正午前(11:59-12:00)のデジタル総合テレビ、総合テレビ、ラジオ第1、FMラジオでピロロロと試験信号(終了信号と同一)を放送しており、民間放送局も40社を超えるテレビ放送局及びラジオ放送局がこのシステムを備えています。



**ラジオ聞き 災害情報 要チェック**

### 7.6.2 緊急警報放送の受信機とは？

緊急警報放送対応の受信機としては、現在のところ、AM・FM ラジオ受信機が一般的です。緊急警報放送を自動受信するためには待機電力が必要で、常時、電源コンセントを差し込んでおかねばならないため、省エネルギーに反するとして家庭電化製品の必須機能にはなっておらず、これに対応するテレビ受像機はほとんど製造されていないのが実情です。地上デジタルテレビ放送開始に当たり、緊急警報放送の仕組みは現在のところ義務化されていません。東海地震に備え静岡県では、自動起動を地上デジタルテレビ受信機の必須機能で制度化することを希望していますが、緊急警報放送と緊急地震速報との連携は、今後の(社会の)検討課題と言えましょう。